

◆「中小企業投資促進税制」に係る資産の取得等調査について（再度のご協力依頼）

～料理業、社交飲食業の購入済み・購入予定の「厨房機器やソフトウェア（勤怠管理ソフト、POSレジなど）等」を教えてください～

○調査へのご回答のお願い

・「中小企業投資促進税制」とは、中小企業の投資を促進し、業務効率化や生産性の向上等を図る事を目的として、青色申告を行う中小事業者（個人事業者含む）であって、新品の厨房機器などの機械・装置やソフトウェア（勤怠管理ソフト、POSレジなど）等を取得し、これを事業の用に供した場合において税制上で「特別償却（30%）」又は「税額控除（7%）」の優遇措置を受けることができるものです。

・本税制の優遇措置の適用期限は、現在、令和7年3月末までとなっております。引き続き、本税制の優遇措置の適用期限を延長しご利用いただける様にするためには、組合員の皆様の資産の取得（購入）の実績（取得した際に本税制の適用を受けなかったものも含む）や将来の資産の取得（購入）見込みが多数あることが重要となります。特に、生活衛生関係営業のうち料理業（料亭）、社交飲食業（バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業）については、組合員に限って本税制の優遇措置が適用できることとなり、これら業種で本税制に関する資産の取得（購入）実績や取得（購入）見込み等がない場合には、優遇措置の対象業種から今後は外れてしまう可能性がございます。

・つきましては、本税制の適用如何に関わらず過去に取得（購入）された資産の実績及び将来的な取得（購入）予定などについて、以下質問に沿ってご回答をお願いします。昨年度にも同様の調査をさせていただきましたが回答数が少なく、また、取得実績や取得予定もほぼ無かったため、引き続き、本税制の適用期限の延長を要望していくためには、今回の本調査が大変重要なデータとなります。ご多忙の折り、誠に恐れ入りますが、本調査へのご理解とご協力の程、何卒よろしくお願いいたします。

◆以下の1～3の質問にご回答（黄色部分に回答を記入）いただき、令和6年7月19日（金）までに以下に記載の回答送付先（厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課の担当者4名）へ、メール又はFAXで回答送付をお願いいたします。

1. 各年の決算期の黒字・赤字の別をご回答ください。

	令和3年決算	令和4年決算	令和5年決算	令和6年決算 (見込み)
黒字/赤字				

2. 令和4年～令和6年5月までに新規に購入したもの、令和6年6月以降3年以内を目処として新規に購入予定の取得資産についてご回答ください。なお、取得（購入(予定も含む)）資産の価格は、1件50万円以上のものをご回答ください。 ※入力欄が不足する場合には、適宜、「行」を追加いただき記載をお願いします。

取得（購入）資産	取得資産の 主な用途	取得（購入）時期 (●年●月)	購入金額（円） ※50万円以上を記載	補助金、助成金の受けている 場合にはその金額（円）	備考 (本税制の申告の有無などを記載)
(例) 会計経理、在庫管理、顧客管理の3つのソフトウェア	(例) 会計事務、在庫・顧客管理のため	(例) 令和4年2月	(例) 700,000	0	(例) ・本税制の申告済み ・購入金額は、複数のソフトウェアの購入額の計

3. ご連絡先について、お聞かせください。

所属の組合名	
店舗名称	
法人/個人	
店舗所在の県名	
氏名	
メール	
電話	
FAX	

(担当者、回答送付先)

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

羽鳥、山口、石橋、大和田

メール：hatori-kenichi@mhlw.go.jp

yamaguchi-michikazu.bs3@mhlw.go.jp

ishibashi-katsushi.mk0@mhlw.go.jp

oowada-tami@mhlw.go.jp

電話：03-3595-2301

FAX：03-3501-9554

ご回答いただき、誠にありがとうございました。

ご回答いただいた内容は、基本的に当課のみで使用をさせていただき、仮にデータを対外的に使用等する場合には、特定の個人が類推できない形で使用させていただきます。

なお、調査につきまして、ご不明な点等ございましたら、厚生労働省の右記担当者宛てにご連絡いただけますと幸いです。また、ご回答いただいた内容について、当課から詳細をお聞きさせていただく事があるかもしれませんが、その際はご協力をよろしくお願いいたします。